[事案 29-294] 年金受取人遡及変更請求

・平成30年7月26日 裁定終了

<事案の概要>

契約者と年金受取人が異なるために年金支払開始時に贈与税が課税されたことを理由に、契約時に遡って年金受取人を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和59年8月に契約した逓増年金保険について、以下の理由により、契約時に遡って年金受取人を自分に変更してほしい。

- (1)本契約の被保険者および年金受取人を配偶者としていたため、平成29年8月に年金支払が開始されるにあたり、配偶者に対し贈与税が課税された。
- (2)保険会社または募集人は、契約時、贈与税が課税されることについて説明しなかった。
- (3)年金保険において契約者と異なる年金受取人を指定することは珍しいので、保険会社は契約時または年金支払開始前に契約者らの意向を確認すべきであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)一般に、保険会社に税に関する説明義務はない上、契約時に交付したご契約のしおりには 贈与税に関する説明が記載されている。
- (2)被保険者および年金受取人を配偶者に指定したのは申立人であり、そのような契約形態の割合が少ないからといって、当社が積極的に年金受取人を変更するか確認する義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時に遡って年金受取人を変更することは認められず、その他保険会社 に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断し て、手続を終了した。